

特許・実用新案審査基準 改訂案：実務影響とパブコメ意見案

法令整合性・利害関係者リスク・審査基準文言の修正提案

提出期限：令和8年5月7日（木）

提出先：特許庁 審査第一部調整課 審査基準室

対象：審査基準の記載・運用明確化に対するパブリックコメント

エグゼクティブサマリー：改訂案の全体評価と提言の方向性

✓ 評価 (Appraisal)

- 審査における誤解解消（除くクレーム・阻害要因）と、制度濫用の抑止（外国語書面出願の不適切利用）を狙う特許庁の方向性は概ね妥当。
- 制度趣旨の確保と手続停滞の解消に向けた一歩として評価できる。

⚠ 懸念 (Risks)

- 「実質要件化」のリスク: 審査基準の強い文言（「説明が求められる」等）が一人歩きし、適法な補正に対する「悪魔の証明」を強いる懸念。
- 萎縮効果 (Chilling Effect): 「ごく一部」などの不明確な閾値により、正当な誤訳訂正や実務的欠落への対応までが過度に制限されるおそれ。

✍ 提言 (Proposals)

- **7つの具体的修正提案 (A1~D1):** 審査基準文言のマイクロアジャストメント（微修正）を実施。
- ユーザー向け補助資料の要請: 運用ブレを防ぐため、フロー図やQ&A、判断素の明確な列挙を求める。

審査基準改訂案：4つの主要テーマとスコープ

1 「除くクレーム」と進歩性

- 誤解の払拭: (i) 類型の「除くクレーム」は判断基準ではなく「通常許される具体例」に過ぎないことを明示。
- 障害要因の程度差: 障害要因の有無だけでなく「程度の差」や技術常識に基づく課題把握を総合評価する運用への回帰。

2 外国語書面出願の濫用防止

- 抜け道の封鎖: 「ごく一部」の翻訳提出で期限を潜り抜け、後に誤訳訂正で大量追加する手法を「濫用」と認定し、新設基準 (4.1.5)で厳格化。
- 分割要件の明確化: 外国語書面出願における要件 2・3の実体的判断枠組みを整理。

3 同日出願の手続円滑化

- 審査停滞の解消: 同一発明の同日出願（特許法39条）で未審査請求が混在する場合、特許庁長官名で協議指令を出す運用等へ変更。

4 拡大先願の出願人同一

- 組織再編への対応: 出願人名義変更届だけでなく、会社分割等の一般承継による実質的な権利移転（届出なしでの効力発生）も考慮する旨を追記。

関連法令・判例との整合性検証：法理と実務のギャップ

[上位規範]：知財高裁大合議判決
(ソルダーレジスト事件)



特許庁改訂案 (JPO Draft)

テーマ：新規事項 & 「除くクレーム」

[整合性]：○ 整合。「例外扱い」ではなく「新たな技術的事項の導入の有無」で判断する方向性は判例に合致。

[実務リスク] (Highlight in Vermilion)：留意事項における「説明要求」が、判例が求める客観的判断基準から逸脱し、過度な立証負担を強いるリスク。

[上位規範]：特許法第36条の2 (翻訳文提出)、同第64条 (出願公開)



特許庁改訂案 (JPO Draft)

テーマ：外国語書面出願

[整合性]：○ 整合。「日本語での開示」と「第三者の予見可能性確保」という制度の対価関係を守る趣旨に合致。

[実務リスク]：条文上の一義的な基準がない中での「ごく一部」という不明確な文言が、正当な手続の萎縮を招く。

[上位規範]：会社法 (効力発生日における一般承継)

特許庁改訂案 (JPO Draft)

テーマ：会社分割と出願人同一

[整合性]：○ 整合。形式的な名義一致だけでなく、実体法上の権利移移転効力を反映する運用ヘシフト。

Deep Dive 1: 「除くクレーム」と進歩性に関する運用変更のデルタ

	[現行 (Current)]	[改訂案 (Proposed)]	[実務上の含意 (Practical Implication)]
新規事項・除くクレーム (総論)	(i)(ii)が「例外的な取扱いの基準」として誤解され運用される懸念が存在。	新たな技術的事項を導入しない限り許容と明記。 (i)(ii)は単なる「通常許容される具体例」。	出願人・審査官双方の誤解を抑止。判例（ソルダーレジスト事件）の趣旨に沿う正しい整理。
除くクレーム (留意事項と説明責任)	(i)の説明や注記が進歩性論点と混線しがち。	(i)の前提として「出願当初から含まれることが到底想定されない」等の説明・留意事項を追記。	【警戒】 出願人への説明責任（釈明）要求が強化。「新規事項」と「進歩性」の境界が不明確になり、審査官の裁量が拡大。
進歩性・阻害要因	阻害要因＝進歩性肯定の免罪符として強く読まれ得る余地。	阻害要因があっても「程度の差」があり、論理付けが十分なら進歩性否定もあり得る旨を明確化。	総合判断への回帰。審査理由の説得力向上と同時に、拒絶理由に対する反論ハードルが上昇。

パブコメ提案 (A1~A3, B1): 「実質要件化」と「悪魔の証明」の回避

懸念 (Risks) & 該当箇所

1. 過度な説明要求と主観語の排除

[JP0改訂案 (3.3.1(4)(i))]: 「出願人は...説明することが求められる」 / 「到底想定されない」

[懸念]: 強い主観語と説明要求のセットは、適法な補正に対して反証困難な「悪魔の証明」を強いる実質要件化のリスク。

2. 論理循環の防止

[懸念]: 新規事項と進歩性の判断が根拠として循環するリスク。

修正提案 (Redline Edits)

[Redline提案 A1]

~~説明することが求められる~~ 審査官が...必要と認める場合には、出願人は...合理的に説明することが望ましい。

[Redline提案 A2]

(客観的当業者基準への修正)

当業者が当初明細書等全体及び出願時の技術常識に照らして、通常は技術的思想として含まれないと理解できる

[Redline提案 A3]

留意事項(2)に「まず新規事項の有無を判断し、その上で進歩性判断における評価を行う」という判断順序を明記。

[提案B1 - 引用発明適格性の過度な排除防止]

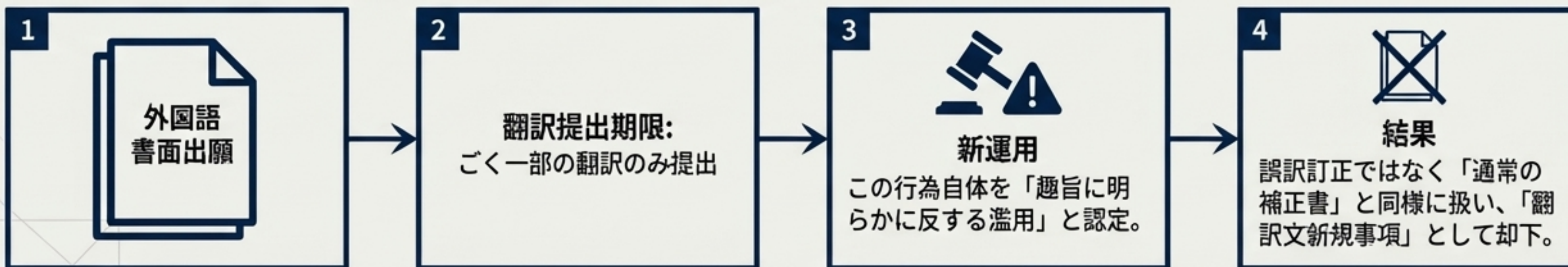
阻害要因(2)の「引用発明適格性欠如」判断において、(1)同様に「程度の差」を考慮し、慎重に行う旨の注記を追加。

Deep Dive 2: 外国語書面出願の濫用防止（新設 4.1.5）のメカニズム

[従来の濫用ルート (The Loophole Path)]



[改訂案による是正ルート (The Fix: Guideline 4.1.5)]



制度の対価関係（出願公開による早期日本語開示 ↔ 権利化）を維持するための合理的な是正措置。

パブコメ提案 (C1, C2) : 萎縮効果の防止と「ごく一部」の明確化

⚠ [THE TENSION]

「ごく一部」という不明確な文言が、単なる誤字脱字や段落の脱落など、正当な誤訳訂正・翻訳補充の実務まで萎縮させる重大なリスク。

[提案 C1: 定性的閾値 (判断要素) の明示]

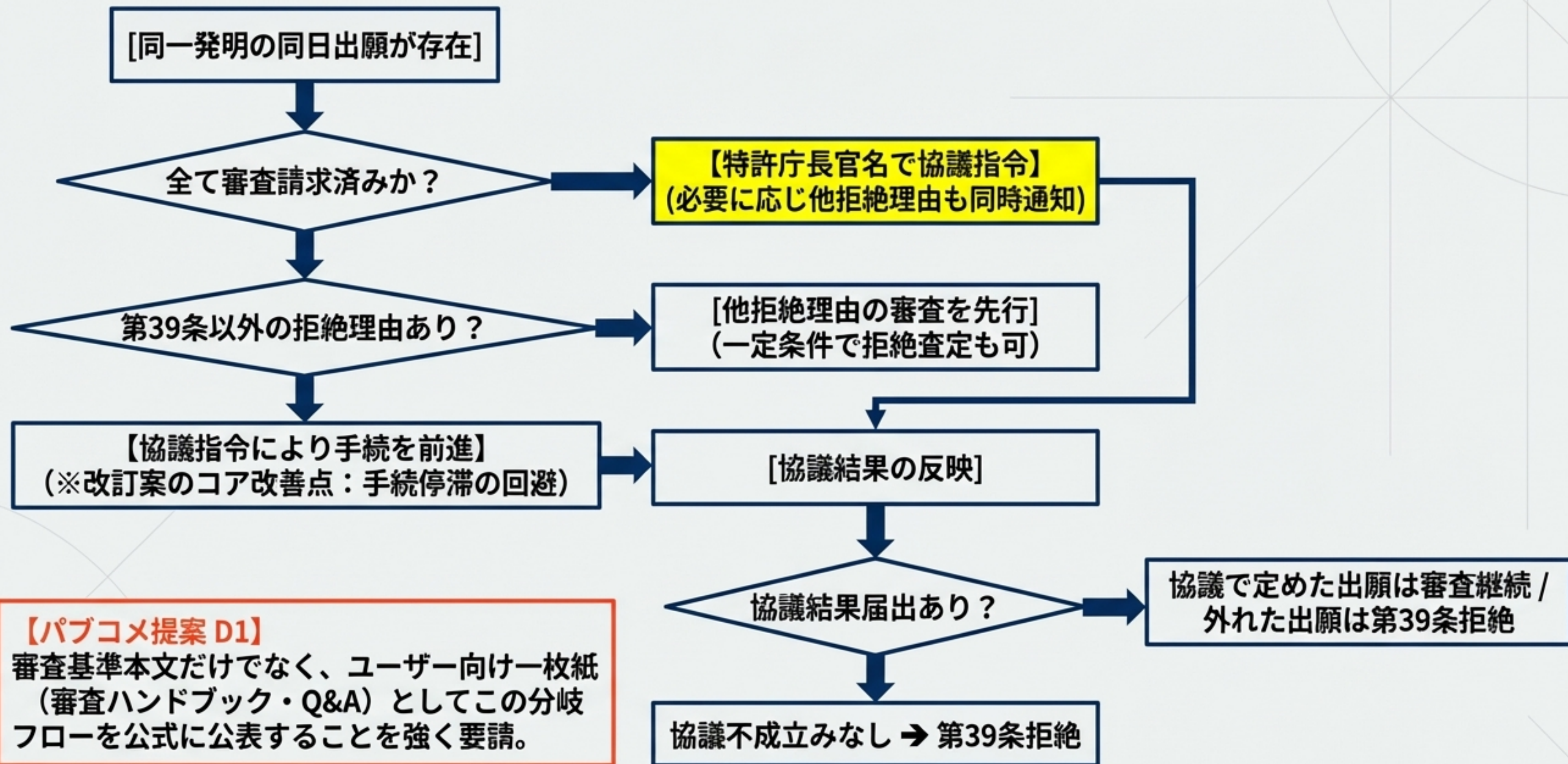
4.1.5の適用基準として、以下の客観的要素を審査基準に列挙するよう要求:

- (a) 翻訳提出物が明細書の主要部 (課題・解決手段・実施形態等) を実質的に包含するか。
- (b) 翻訳漏れが、単なる軽微な欠落 (誤字脱字・一部段落) か、体系的欠落か。
- (c) 追加部分が、第三者に開示されるべき技術内容の中心か。
- (d) 手続経過 (提出期限直前の不自然な提出か等)。

[提案 C2: 手続的セーフガードの追記]

- [Redline提案]: 「濫用の意図が明らかでない場合」に限定する趣旨を明記。
- 軽微な欠落や手続ミスについては、通常
の補正・釈明手続 (提出物不足への照会等)
で対応する運用を維持し、濫用と単純ミス
を峻別する。

Deep Dive 3: 同日出願（特許法39条）の円滑化フローと手続指令



利害関係者別の影響分析と実務対応マトリックス

	期待される正の影響 (Pros)	想定される負の影響 (Risks)	実務対応 (Required Action)
出願人 (国内企業・個人)]	除くクレーム・阻害要因の位置づけ明確化による補正戦略の予見可能性向上。	留意事項の“ 実質要件化 ”による補正負担・反論負担の増大。	「どの情報を出せば足りるか（課題・技術常識等）」の社内定型化。
代理人 (弁理士・企業知財部)]	外国語書面・分割要件の明確化で、手続選択の法的リスクが低下。	「 ごく一部 」翻訳の線引き 不明確化 による萎縮・追加翻訳コスト。	翻訳提出前の社内QC強化。誤訳訂正時の理由付け資料の事前整備。
審査官 (特許庁)]	誤解が生じやすい領域の運用指針明確化。同日出願の停滞解消。	会社分割等の「 実質判断 」要求や、説明要求の評価による確認コスト増。	受理可能な証拠類型の内部標準化・審査メモのテンプレ化。
第三者 (競合・クリアランス実施者)]	濫用的な外国語出願による日本語開示遅延の抜け道が封鎖され、ウォッチングの予見可能性向上。	除くクレームが繰り返されることによる権利範囲確定の遅れ。	早期情報提供のタイミング最適化と審査基準解釈の徹底。

パブコメ提出戦略：意見書案の公式フォーマット構造

【総論 (General Comments) : 基本的賛同】

- 改訂案の主目的である「誤解解消（除くクレーム・阻害要因）」「制度趣旨の確保（外国語書面の濫用抑止）」「手続停滞の解消（同日出願）」の方向性に全面的に賛同する。
- 判例（ソルダーレジスト事件）や法令（特許法・会社法）との整合性を高く評価。

【各論 (Specific Comments) : 文言のマイクロアジャストメント要求】

1. 【提案A1/A2/A3】：除くクレームの留意事項における「説明が求められる」「到底想定されない」等の主観的文言の客観化・緩和。判断順序の明記。
2. 【提案B1】：阻害要因における引用発明適格性欠如の慎重な運用注記。
3. 【提案C1/C2】：4.1.5（外国語書面濫用）における定性的閾値（判断要素）の列挙と、単純ミスに対するセーフガードの明記。
4. 【提案D1】：同日出願協議指令のフロー図・Q&Aのユーザー向け公表。

【結語 (Conclusion) : 政策的意義の強調】

- 運用の副作用（不明確性・実質要件化・正当な手続の萎縮）を抑え、審査の「予見可能性 (Predictability)」を最大化することが産業界の利益に直結する。

今後のアクションと知財部門の対応



[DEADLINE ALERT]

パブリックコメント提出期限：
令和8年5月7日（木）必着

➤ [ACTION ITEM 1: 意見書の最終確認と提出]

- 本報告書の提案（A1～D1）をベースに、自社の事業環境（特に外国語書面出願の頻度や、除くクレームの活用実績）に合わせた具体例を追記し、意見書を提出する。

➤ [ACTION ITEM 2: 知財実務・社内オペレーションの事前アップデート]

- **【翻訳QC体制の改定】**：ガイドライン施行を見据え、外国語書面の翻訳提出時における欠落チェックフローを厳格化する。
- **【拒絶理由対応のテンプレ化】**：「除くクレーム」補正を行う際、審査官に提示する「当初技術的事項からの逸脱がないことの客観的説明」のフォーマットを事前に整備する。
- **【組織再編時の証拠整備】**：会社分割等による実質的な権利移転の際、審査官が迅速に判断できるよう、登記情報等の証拠提出フローを確立する。